

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例

札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の項札幌市アイヌ施策推進委員会の目の次に次のように加える。

札幌市雪対策審議会	本市における雪対策についての審議に関すること。	12 人以内	2 年
-----------	-------------------------	--------	-----

附 則

- この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 札幌市附属機関設置条例第 4 条第 3 項の規定による札幌市雪対策審議会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

本市における雪対策についての審議を行う附属機関を新たに設置するため、本案を提出する。